令和７年度　千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱

（目　次）

第１章　総則　　　　　　　　　　（第１条－第６条）

第２章　累積投資型企業立地事業　（第７条－第８条）

第３章　手続き等　　　　　　　（第９条－第２９条）

第４章　補則　　　　　　　　　　　　　（第３０条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　市長は、本市の区域内への企業の計画的な投資を支援することにより、本市における産業の集積を促進し、本市経済を活性化することを目的として、企業の施設立地等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該企業に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（１）企業　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）中小企業　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第１号、第１号の２に規定する者のうち、企業をいう。

（３）上場企業 企業のうち、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号。以下「金商法」という。）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業をいう。

（４）上場子会社　東京証券取引所プライム市場、東京証券取引所スタンダード市場若しくは東京グロース市場又は名古屋証券取引所プレミア市場、名古屋証券取引所メイン市場若しくは名古屋証券取引所ネクスト市場において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業と連結決算がされている企業をいう。

（５）親会社　次の各号に定める要件のいずれかに該当するものをいう。

ア　企業の議決権の３分の１以上を同一の議決権を行使するものと合算して所有していること。

イ 役員等、企業の意思決定に関して影響を与えることができる者が、その企業の意思決定機関（取締役会等）の３分の１以上を占めており、かつ、経営に大きな影響を与えることが推測される事実が存在すること。

ウ　その他、ア又はイに類すると認められ、かつ、その企業の経営を支配していることが推測される事実が存在すること。

（６）関連企業等　次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　５０％以上の株式を保有していること。

イ　連結決算を行っていること。

ウ　役員を送り込むなど支配関係にあると認められること。

エ　経営者が同一であること。

オ　親会社又は５０％以上の株式を保有する個人が同一であること。

カ　アからオまでに掲げる場合に類するものと認められるとき。

（７）新港経済振興地区　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項（同法第２１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による新港経済振興地区に係る都市計画の決定の告示のあった区域をいう。

（８）対象地域　別表第１に規定する地区又は都市計画法第８条第１項第１号の規定する用途地域をいう。

（９）対象施設　別表第２に規定する業種を主たる業種とする企業が所有する又は操業する、別表３に規定する施設（付帯する施設を含む。）であり、かつ、それぞれ対応する条件を満たすものをいう。　　ただし、次号に規定する本社の付帯施設である場合又は対象施設に附属し、その対象施設において製造された物品等の販売等を行う場合を除き、店舗は対象施設に含まない。

（10）本社　本店登記及び本社機能（総務、経理、企画、研究開発、情報システム、その他事業の統括を行う部門）がある、別表３に規定する事務所及びこれに付帯する施設をいう。

(11) コア業種　別表第４に規定する業種とする。

（12）重点施設　コア業種に規定する業種を主たる業種とする企業が操業する対象施設をいう。

（13）常時雇用者　次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

　　ア　直接雇用されていること。

　　イ　社会保険被保険者であること。

　　ウ　雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（14）取得　土地、家屋又は償却資産を新たに所有し、又は立地に伴い本市の区域外から本市の区域内へ償却資産を移設することをいう。

（15）新設　土地の取得又は賃借をして、当該土地の上に新たな対象施設の整備又は取得をし、操業することをいう。

（16）増設　既存の対象施設に対し、増・改築等を行い、当該施設の拡充を行うことをいう。

（17）年度　本市における会計年度をいう。

（補助金）

第３条　第１条の目的を達成するため、市長は次条に規定する固定資産税・都市計画税に対する補助を行う。

（固定資産税・都市計画税に対する補助）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、第３条に規定する固定資産税・都市計画税に対する補助の額は、補助事業の実施に要する費用のうち、取得した土地、家屋及び償却資産の取得に係る固定資産税・都市計画税の額とする。

２ 前項の規定にかかわらず、土地の取得後２年を経過しても施設の整備に着手しない場合は、当該土地に課税される固定資産税・都市計画税は補助対象経費としない。ただし、市長が認めるときは、補助対象経費とすることができる。

（補助事業者）

第５条　補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行い、かつ、次に掲げる要件をすべて満たし、第１０条の規定による申請を行う時点において設立後３年以上経過している中小企業とする。ただし、当該申請を行う時点で設立後３年以上経過していない場合であっても、市長が特に認めるときは、補助事業者とすることができる。

（１）本市税について、適正に申告し、及び納付していること。ただし、本市の区域内において事業所を有していない場合は、所得税（法人税）について適正に申告し、納付していること。

（２）事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けていること。

（３）本市による経済関係の調査等に積極的に協力すること。

（４）補助事業の対象となる施設のうち、家屋の所有者であること。

２　施設を所有する企業と操業する企業が異なり、これらの企業が互いに関連企業等と認められる場合は、施設を所有する企業を補助事業者とすることができる。

３　土地、家屋及び償却資産を所有する企業が異なり、かつ、これらの企業が互いに関連企業等と認められる場合は、それぞれを補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱に基づく申請等は、すべての補助事業者の連名により行わなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（関連企業等を含む）は、補助事業者に該当しないものとし、補助対象年度終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者（関連企業等を含む）は、将来にわたり補助事業者の資格を失うものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者。

（２）代表者又は役員が暴力団員である者。

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持

運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に係る者。

（５）宗教活動又は政治活動を目的とする者。

（６）公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者。

（市長特認）

第６条　次の各号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、本市経済の活性化に資すると特に市長が認めた企業にあっては、別表第２に規定する対象業種の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

（１）金商法第２４条第１項に規定する有価証券報告書を作成し、同法第１９３条の２第１項に規定する監査証明を受けており、かつ、東京証券取引所が定める有価証券上場規程に規定する要件を満たすもの

（２）本市内へ立地する施設が本社であって、かつ、上場企業又は上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有するもの

（３）国、地方公共団体等からの表彰や支援を受ける等、先進的な取組みを行っているもの

（４）高度な科学技術等を活用して事業を行うもの

２　高度な科学技術等を活用して事業を行う施設であって、特に市長が認めるものにあっては、別表第３に規定する対象施設の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

３　次の各号に定める要件のいずれかを満たす場合にあっては、固定資産税・都市計画税に対する補助について第８条第２項にて規定する補助事業における補助期間に１年間を加算することができる。

（１）重点施設である場合。

（２）対象施設のうち、市長が特にグローバル展開を行っていると認める企業が操業する施設である場合。

４　別表第５に掲げる市街化調整区域のインターチェンジ周辺において、市長が別に定める要件をすべて満たしている場合には、対象地域として取り扱うことができる。

５　企業と同等の税収及び雇用効果が見込まれると市長が認める法人は、企業として取り扱うことができる。

６　第１項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件を、第１０条に規定する事業計画認定申請書の提出時までに満たすことができないものであって、施設整備着手後に要件を満たすことが見込まれると特に市長が認める場合にあっては、第１８条に規定する交付申請時までに要件を満たすことを条件として、別表第２に規定する対象業種の要件を満たすものとして第１１条に規定する事業計画の認定をすることができる。

第２章　累積投資型企業立地事業

（補助事業）

第７条　累積投資型企業立地促進事業補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

（１）中小企業が対象地域において、取得にかかる固定資産評価額（以下「取得固定資産評価額」という。）が３千万円以上の対象施設の新設を行うか、対象地域に立地している既存の対象施設において、取得固定資産評価額３千万円以上となる増設を行うこと。ただし、既存の対象施設を建て替える場合においては、当該施設における固定資産評価額が３千万円以上増加すること。

（２）前号に規定する新設又は増設を行った年末より起算して３年以内に、当該施設に対して取得固定資産評価額が１億円以上であり、かつ常時雇用者数に１０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上となる増設（前号に規定する新設及び増設に係る取得固定資産評価額を含む）を行うこと。ただし、既存の対象施設を建て替える場合においては、当該施設における取得固定資産評価額が１億円以上（ただし、当該施設への土地・建物・構築物に対する取得固定資産評価額が１億円以上となること。）かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗じた数を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上増加すること。また、増設及び建て替えの場合にあっては、土地・建物・構築物の固定資産評価額が増加すること。

（３）前号における常時雇用者数とは、投資期間内における新規の常時雇用者数（以下「対象常時雇用者数」という。）をいう。ただし、以前に認定されたものであっても翌年以降にその資格を喪失したものについてはこれを含まない

（補助額及び補助額の上限並びに補助期間）

第８条　補助額は、補助対象経費のうち、第１８条の規定による補助金の交付を申請する年度に賦課される固定資産税及び都市計画税の額を合算した額に相当する額とする。

２　各年度における補助額の上限は１億円とし、補助期間は３年とする。

　（制限事項等）

第９条　第１１条に規定する事業計画認定において、投資要件を審査する際に用いる取得固定資産評価額（以下「不動産評価概算額」という。）の算定方法は、次に定めるとおりとする。

　　ａ＝（ｂ＋ｃ）×０．７＋ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　不動産評価概算額

ｂ　土地の取得に係る経費

ｃ　家屋の取得に係る経費

ｄ　償却資産の取得に係る経費

２　第１８条に規定する交付の申請時において、土地・家屋の取得に係る経費の合算額及び償却資産の取得に係る経費が、それぞれ第１１条の規定による認定を受けた事業計画における投資額以上である場合は、第７条に規定する補助事業における投資要件を満たすものとして取り扱うことができる。

３　新設、増設及び建て替えをする施設が、関連企業等の所有する土地、建物等を売買して整備された場合、その企業の関連企業等から取得した土地、建物等は補助事業に該当しないものとする。

第３章　手続き等

（事業計画認定申請書）

第１０条　新たに補助金の交付を申請しようとする者は、施設の整備に着手する前に、千葉市累積投資型企業立地促進事業計画認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画認定）

第１１条　市長は前条の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、当該事業計画に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、当該事業計画を認定し、その旨を千葉市累積投資型企業立地促進事業計画認定通知書（様式第２号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市累積投資型企業立地促進事業計画不認定通知書（様式第２号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（認定事業計画変更承認申請書）

第１２条　前条の規定による認定の通知を受けた者は、補助事業における補助対象年度の末日までの間において、当該事業計画を変更しようとするとき（市長が別に定める場合に該当するときに限る。）は、あらかじめ千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。ただし、本社所在地（本社が対象施設でない場合に限る。）、名称の変更をするときは、あらかじめ又は変更後速やかに千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（認定事業計画変更承認）

第１３条　市長は、前条の規定による認定事業計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、その旨を千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認通知書（様式第４号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更不承認通知書（様式第４号の２）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事業計画中止（廃止）届）

第１４条　第１１条の規定による認定の通知を受けた企業は、補助事業計画を中止し、又は廃止する場合には、千葉市累積投資型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画中止（廃止）届出受理通知）

第１５条　市長は、前条の規定による事業計画中止（廃止）届出書の提出があったときは、千葉市累積投資型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出受理通知書（様式第６号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（操業開始届）

第１６条　第１１条又は第１３条の規定による通知を受けた者（以下「計画認定企業」という。）は、第７条第１号に規定する施設の整備が完了し、操業を開始したときは、速やかに千葉市累積投資型企業立地促進事業操業開始届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（投資額・対象常時雇用者数報告書）

第１７条　計画認定企業は、前条の規定による操業開始届を提出した年より、第７条第２号に規定する増設を満たすまで、各年の５月３１日までに当該年の前年に行った投資額及び対象常時雇用者数について、千葉市累積投資型企業立地促進事業投資額・対象常時雇用者数報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する投資・雇用数報告書の提出があったときは、内容を審査の上、千葉市累積投資型企業立地促進事業投資額・対象常時雇用者数通知書（様式第９号）をもって、計画認定企業に通知するものとする。

（交付の申請）

第１８条　第１１条又は第１３条の規定による通知を受け、かつ、前条の規定による通知により第７条に規定する要件をすべて満たした計画認定企業は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするとき、補助対象期間の属する年度の５月３１日まで（ただし、初年度にあっては７月３１日まで）に千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（交付の審査・条件）

第１９条　市長は前条の規定による交付の申請があったときは、提出書類等により、以下の各号に掲げる項目を審査するものとする。

（１）第５条及び第７条の規定による要件を満たしていること。

（２）第１１条の規定による認定を受けていること。

（３）必要に応じて第１３条の規定による承認を受けていること。

（４）第１７条の規定による報告を行っていること。

（５）補助金の交付対象となる施設が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第７項及び千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第１５条第３項の規定により申告された事業所であること。

（６）補助金の交付対象となる施設が、雇用保険法その他関連法規等の規定を遵守し、適切に手続きを行っていること。

（７）前各号に掲げるもののほか、規則及び要綱に基づく申請等（過年度におけるものを含む。）を適正に行っていること。

２　規則第５条の規定により付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、交付申請額の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長に届け出ること。

（３）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

（４）補助金の交付対象となる固定資産について、第２７条の規定を遵守すること。

（交付決定通知）

第２０条　市長は、前条の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、速やかに千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付決定通知書（様式第１１号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の交付申請等）

第２０条の２　規則第５条１号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金変更交付申請書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第１３号）により、申請者に通知するものとする。

（中止（廃止）届）

第２１条　計画認定企業は、第１９条第２項第２号の規定による届け出をするときは、千葉市累積投資型企業立地促進事業中止（廃止）届（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

（承継）

第２２条　補助金の交付期間中に、他の企業との合併、分割その他の事由により施設を所有する補助事業者に変更が生じた場合は、当該事由により施設を所有することとなる者が第５条に規定する補助事業者の要件をすべて満たすときに限り、当該補助事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第１１条による認定後、合併等により、第２条第１項第２号に規定する中小企業の要件を満たさない時においても、第５条に規定するその他の要件をすべて満たすときに限り、当該補助事業者の地位を承継できるものとする。

３　前各項の規定により補助事業者の地位を承継した企業は、速やかに千葉市累積投資型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第２３条　補助事業者は、規則第１２条の規定により報告しようとするときは、補助対象経費となる当該年度に賦課される固定資産税及び都市計画税について、補助対象期間に属する年度の３月３１日までに千葉市累積投資型企業立地促進事業実績報告書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（固定資産税・都市計画税の減額更正を受けた場合の報告）

第２４条　補助事業者は、第２０条の規定による固定資産税・都市計画税に対する補助金の交付の決定後、対象事業年度の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたときは、当該更正後の固定資産税額・都市計画税額を速やかに市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第２５条　市長は、第２３条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定しようとするときは、現地調査を行うものとする。ただし、交付の申請から額の確定までの間において、当該報告の内容が補助事業の要件等に適合する旨の確認がなされている場合は、この限りではない。

２　規則第１３条の規定による通知は、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金額確定通知書（様式第１６号）により、速やかに行うものとする。

（交付の請求）

第２６条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付請求書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第２７条　補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することについてはこの限りではない。また補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、次に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（１）土地及び家屋　取得の日から１０年間

（２）償却資産　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数。ただし、当該耐用年数が１０年間を超える場合は１０年間とする。

（補助金交付の取消等）

第２８条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の各号いずれかに該当すると認められる場合は、千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第１８号）により、その決定を全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金返還命令書（様式第１９号）により命ずることができる。

（１）第２７条の規定に違反したとき。

（２）補助対象期間の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたとき。

（３）市税、使用料その他公課を滞納したとき。

（４）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（５）第５条第４項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（６）第２１条の規定による届け出を受理したとき。

（７）その他市長が補助措置を講ずること又は講じたことが不適当と認めるとき。

（関係部署との連携）

第２９条　市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第３０条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整備保管し、最後に補助の対象となった固定資産を取得した日から起算して１０年間保存しなければならない。

第４章　補則

（補則）

第３１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度中に第１１条による事業計画認定を受けた企業に適用する。

別表第１（対象地域）

|  |
| --- |
| 工業専用地域工業地域準工業地域商業地域※近隣商業地域※工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域※及び近隣商業地域※を含み、周辺環境等を勘案し、一団の集積地であると認められる地域ちばリサーチパーク（本市の区域内に限る。）ネクストコア千葉誉田千葉都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）幕張新都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）蘇我特定地区（蘇我特定地区整備計画で定める区域）工業専用地域み春野流通パーク※商業地域及び近隣商業地域にあっては、別表第３に規定する事務所のみを対象地域とする。 |

別表第２（対象業種）

|  |
| --- |
| 製造業情報通信関連業運輸業卸売業小売業物品賃貸業学術研究、専門・技術サービス業飲食サービス業国家戦略特区関連産業建設業（新港経済振興地区への立地に限る。）自動車整備業（新港経済振興地区への立地に限る。）※上場企業及び上場子会社についてはこの限りではない。 |

別表第３（対象施設及び条件等）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 条件等 |
| 工場 | 物品の製造、修理及び整備工程を形成する機械又は装置が設置される施設（環境関連工程を含む施設及び発電所を除く。） |
| 研究開発施設 | 新製品、新素材等の研究開発又は自然科学の研究を行う施設 |
| 事務所 | 主として管理事務を行う施設（だだし、情報通信関連業にあっては管理事務所に限定しない。）及びそれに付帯する施設(コールセンター、データセンター等） |
| 環境関連施設 | 蘇我エコロジーパーク構想の基本理念・基本方針等に則り事業を行う施設（ただし、蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限るものとする。） |
| 流通加工施設 | 物品の流通過程で製品に価値を付加する作業（簡易組立、切断、値札付け、ラベル貼り、検品・検査、ラッピング作業、解袋、混合等をいう。）を行う施設で市長が認めるもの（環境関連工程を含む施設を除く。） |
| 倉庫 | 倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第２条第２項に規定する倉庫業の用に供する同条第１項に規定する施設（ただし、新港経済振興地区に限るものとし、建設業及び自動車整備業に係る施設を除く。） |
| 社員寮等 | 本市の区域内のうち都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に指定された区域において、補助事業者が、他の対象施設の整備に付随して当該補助事業者の事業従事者及び常時雇用者の居住の用に供する為に整備する施設のうち、５戸以上が居住できるもの |

　※ただし、社員寮等のみの場合、対象施設としない。

別表第４（コア業種）

|  |
| --- |
| ＩＴ・クリエイティブ産業食品・健康生活実現型産業先端・素材型ものづくり関連産業 |

|  |
| --- |
| 千葉北（東関東自動車道市川・潮来線）武石・穴川・貝塚・蘇我（京葉道路）千葉東・大宮・高田・中野（千葉東金道路）鎌取・高田・誉田・板倉（主要地方道生実町本納線） |

別表第５